

地本業務ニュース

JR 東海労・静岡地方本部

NO.2 2011年9月6日発行者：JR東海労静岡地方本部 山本繁明

「安否確認と自動参集ルール」 とは！！

この度、会社は「安否確認・自動参集ルール」の変更を社員に周知しました。これは、労働条件に関することであり、「ルール」とするなら労使の協議をするべきであり、数々の疑問点もあることから、解明を求め会社に申し入れました。主な内容は以下のとおりです。

- * 何故、事前に組合に説明がなかったのか！
- * 「自動参集ルール」は、静岡支社だけのものか！
- * 「安否確認・自動参集ルール」は業務指示か！
- * 自動参集しなかった社員の処遇は！
- * 自動参集した場合の労働時間は！

J R 東海労働組合静岡地方本部申第 2 号
2011年9月5日

東海旅客鉄道株式会社
静岡支社長 工藤 純生殿

J R 東海労働組合静岡地方本部
執行委員長 山本 繁明

「安否確認・自動参集ルール」に関する申し入れ

この度、会社は「安否確認・自動参集ルール」を変更した。そもそも「安否確認・自動参集ルール」は労働条件に関するものである。また「ルール」とは、双方の確認と了解があつて初めて成立するものと考え、ルールへの位置付けなど疑問の声が出ている。よって、以下のとおり申し入れるので労使協議の場を設け、明確な回答をすること。

記

1. 何故、事前に組合に説明しなかったのか、明らかにすること。
2. 自動参集ルールは何を根拠に定めているのか明らかにすること。
3. 自動参集ルールは、JR 東海会社全体で実施しているのか？静岡支社だけで実施しているとするならば、その理由を明らかにすること。
4. 安否確認システムに登録する「メールアドレス等」の、個人情報の第三者提供において「法令に定める場合」とあるが、どのような場合を指すのか明らかにすること。
5. 安否確認・自動参集ルールは、業務指示あるいはどのような強制力をもつて行うのか明らかにすること。
6. 安否確認の訓練を適宜行うとしているが、勤務として行うのか明らかにすること。
7. 自動参集した場合の労働時間は、どのように整理するのか明らかにすること。
8. 浜松運輸区の資料で、「自動参集に応じて出社したことだけをもって、非常呼出手当が支給されるものではないので、誤解のないように」とあるが、「自動参集」といっても呼び出しを受けている事と何ら変わりはなく、それ自体が手当の対象であると考え、非常呼出手当が支給される・されない条件を明らかにすること。

[テキストを入力してください]

9. 自動参集をしなかった者、あるいは出来なかった者の処遇はどうなるのか明らかにすること。
10. 安否確認において、メールアドレスを登録していない者は電話にて連絡することになっているが、電話連絡について本部・本社間の確認では、業務命令および強制ではなく協力の範疇とされている。社員から連絡がない場合、会社はどのような対応とするのか明らかにすること。
11. 安否確認において、震度の適用地域が全社管内に変更となったが、全く影響のない地域でも安否の確認をすることは通信回線の妨げにもなりかねないため、変更前の支社管内等に地域を限定すること。

以上